

【正誤表】

177頁

神戸市

総合評価 【旧】A → 【新】B

168頁

静岡県評価

【旧】

自治体名	監査人氏名	27年度監査テーマ		
静岡県	杉原 賢一	1	過去の包括外部監査の措置の状況について	
H21. 7～現在首長:	川勝 平太			
措置	監査結果:指摘(結果) 18/意見 66 ①(公表日 平成29年1月6日) 27年度分監査 26頁(指摘 18/意見 34)			
コメント	監査テーマが措置状況についてのものであったこともあり、措置状況の説明が格段に具体的になった。措置の完了(予定)時期を明示したことも評価できる。ただし、措置公表が一度きりであることは改善されておらず、未措置の指摘・意見事項についての追加公表をすべきである。 なお、報告書において「※」が付せられた意見(措置の制度を構築するにあたって考えなければならない事項であり、監査の対象となった部局が直接対応すべき事項ではない、とされたもの)については特段の措置はされていない。			
評価	I. 速さ B	II. 措置対応度 C	III. 説明責任 C	総合評価 C

↓

【新】

自治体名	監査人氏名	27年度監査テーマ		
静岡県	杉原 賢一	1	過去の包括外部監査の措置の状況について	
H21. 7～現在首長:	川勝 平太			
措置	監査結果:指摘(結果) 18/意見 66 ①(公表日 平成29年1月6日) 27年度分監査 26頁(指摘 18/意見 34(66))			
コメント	監査テーマが措置状況についてのものであったこともあり、措置状況の説明が格段に具体的になった。措置の完了(予定)時期を明示したことも評価できる。ただし、措置公表が一度きりであることは改善されておらず、未措置の指摘・意見事項についての追加公表をすべきである。 なお、報告書において「※」が付せられた意見(措置の制度を構築するにあたって考えなければならない事項であり、監査の対象となった部局が直接対応すべき事項ではない、とされたもの)については、特段の措置がとられていないように読めた。この点に関する県の説明は、「※」意見は総論的意見に関するものであり、それらに対する措置は「措置の制度全般に関する事項」の回答に内包されているとのことだったため、結果的には措置対応がすべてなされていたと判断する。しかし、措置報告書から一見してすべてに対応していると分かなければ、結果的に記載されているにもかかわらず、説明責任を果たしているとはいえない。「※」意見についても、監査報告書該当ページを明記するなどして、対応関係が分かるように工夫されたい。			
評価	I. 速さ B	II. 措置対応度 C (A)	III. 説明責任 B	総合評価 B

219頁

静岡県評価

【旧】C → 【新】B

266頁

静岡県評価

【旧】IB IIC IIIC 総合C → 【新】IB IIC(A) IIIB 総合B